

苦小牧税務署からの お知らせ

『申告書は自分で作成 して、お早めに！』

平成21年分の所得税（住民税及び個人事業税）の確定申告の受付が2月16日（火）から始まりです。

【受付期間】
所得税（住民税及び個人事業税） 3月15日（月）まで

消費税及び地方消費税（個人事業者） 3月31日（水）まで

確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告書の手引き」などを参考に自分で作成し、お早めに提出してください。また、確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して簡単に作成することができます。ほか、作成したデータをそのままインターネット（e-Tax）に送信することができます。

苦小牧駅前プラザ「e-gao（エガオ）」7階の申告会場にお越しの際は、印鑑、「前年

の申告書控え」及び確定申告に必要な書類をご持参ください（前年、税務署などの会場でパソコンを利用して申告された方で、「お知らせはがき」が届いている方はそのはがきも持参してください）。

なお、税務署の閉庁日（土日・祝日）は、税務署及び苦小牧駅前プラザ「e-gao（エガオ）」7階申告会場での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

問合せ 苦小牧税務署
☎0144・32・3165

『便利なインターネット （e-Tax）を是非ご 利用ください！』

インターネットは、インターネットができるパソコンがあれば、税務署に出かけることなく国税に関する各種手続（所得税などの申告、全税目の納税及び各種申請・届出等）を自宅などから行うことができます。

① 国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コー

ナー」を利用して、インターネットに送信することができます（確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご利用ください）。

⑤ 24時間いつでも利用可能
所得税の確定申告期間中は、24時間インターネットが利用できます。
手続等の詳しい内容は、国税庁ホームページをご覧ください。またインターネットのご利用には、電子証明書が必要です。詳しくは本紙16ページをご覧ください。



② 最高5、000円の税額控除
平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にインターネットで行うと、所得税から最高5、000円の控除を受けることができます（平成19年分又は平成20年分の確定申告で本控除を適用された方は、控除できません）。

③ 添付書類を提出省略
所得税の確定申告をインターネットで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することで、これらの書類の提出又は提示を省略することができます。（確定申告期限から3年間、書類の提出は又は提示を求められることがあります）。

④ 還付金がスピーディー
インターネットで申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。

確定申告書簡単作成については、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」<http://www.nta.go.jp/>
国税電子申告・納税システム（e-Tax）については、<http://www.e-tax.nta.go.jp>
をご覧ください。

—暮らしの困りごと相談—

ご相談は無料・秘密を守ります。行政相談委員は親切・丁寧にアドバイスします。

～こんなとき、こんな場合に～

- ・役所の説明に納得がいかない
- ・手続きや制度について教えてほしい
- ・どこに相談したらよいかわからない
- ・申請したものの処理が遅い
- ・なぜ不許可になったのかわからない

問合せ 総務課 総務・防災グループ ☎② 2511

ご相談は直接委員宅もしくは電話などで
常時応じています。

総務省行政相談委員

早来地区 水野 佐 ☎② 3518

追分地区 平野秀樹 ☎⑤ 2774